

空家等対策の推進に関する特別措置法 の施行状況等について

令和5年3月31日時点 国土交通省・総務省調査

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等(概要)

令和5年3月31日時点(調査対象:1,741市区町村)

1. 空家等対策計画の策定状況

	市区町村数	比率
策定済み	1,450	83%
策定予定あり	195	11%
令和5年度	69	4%
令和6年度以降	16	1%
時期未定	110	6%
策定予定なし	96	6%
合計	1,741	100%

2. 法定協議会の設置状況

	市区町村数	比率
設置済み	992	57%
設置予定あり	215	12%
令和5年度	51	3%
令和6年度以降	15	1%
時期未定	149	8%
設置予定なし	534	31%
合計	1,741	100%

4. 空き家等の譲渡所得3,000万円控除に係る確認書の交付実績

	交付件数
平成28年度	4,472
平成29年度	7,033
平成30年度	7,665
令和元年度	9,676
令和2年度	9,824
令和3年度	11,976
令和4年度	12,956
合計	63,602

3. 特定空家等に対する措置状況 ()内は市区町村数

	助言・指導		勧告		命令		行政代執行		略式代執行		合計	
平成27年度	2,440	(125)	60	(24)	6	(5)	2	(2)	8	(8)	2,516	(129)
平成28年度	3,288	(208)	215	(73)	19	(16)	10	(10)	28	(24)	3,560	(222)
平成29年度	4,252	(274)	303	(92)	37	(27)	12	(12)	40	(33)	4,644	(300)
平成30年度	4,690	(326)	383	(107)	42	(20)	18	(14)	51	(46)	5,184	(360)
令和元年度	5,587	(402)	442	(136)	40	(32)	28	(25)	67	(55)	6,164	(445)
令和2年度	6,122	(406)	473	(145)	65	(46)	24	(22)	67	(55)	6,751	(454)
令和3年度	6,081	(422)	564	(157)	84	(60)	47	(43)	83	(73)	6,859	(490)
令和4年度	4,961	(418)	638	(159)	89	(57)	39	(36)	71	(54)	5,798	(473)
合計	37,421	(808)	3,078	(417)	382	(180)	180	(129)	415	(228)	41,476	(853)

5. 空家法に基づく措置や市区町村による空き家対策による管理不全の空き家^{※1}の除却や修繕等^{※2}の推進

空家法の措置により除却や修繕等 ^{※2} がなされた特定空家等	左記以外の市区町村による空き家対策の取組により、除却や修繕等 ^{※2} がなされた管理不全の空き家 ^{※1}	合計
22,148件	146,050件	168,198件

※1 特定空家等及び特定空家等ではないものの、何らかの対応が必要であると市区町村が把握している空家等。なお、改正空家法第13条に基づく管理不全空家等とは異なる。

※2 除却や修繕等: 除却、修繕、繁茂した樹木の伐採、改修による利活用、その他適切な管理

市区町村の取組による管理不全の空き家※1の除却等の状況

令和5年3月31日時点(調査対象:1,741市区町村)

平成30年度住宅・土地統計調査による「その他空き家」のうち「腐朽・破損あり」(＝管理不全の空き家※1)：100.6万戸※2

市区町村が把握した**管理不全の空き家※1**：53.5万 件

所有者特定事務※3：62.3万件※4

所有者を特定：53.9万 件、所有者不明の物件数：4.9万 件
(探索中:0.6万件、探索未実施:2.8万件)

市区町村の取組※5により除却や修繕等※6がなされた**管理不全の空き家※1**：146,050 件

現存する**管理不全の空き家※1**：25.6万 件
(特定空家等を除く)

現在、市区町村が状況を把握できていない空き家等※7:9.1万件

特定空家等として把握：4.1万 件

空家法の措置により除却や修繕等※6がなされた**特定空家等**：22,148 件

- ・助言・指導に至る前：9,622 件
- ・助言・指導後、勧告に至る前：10,855 件
- ・勧告後、命令に至る前：961 件
- ・命令後、行政代執行に至る前：115 件
- ・代執行(行政代執行+略式代執行)：595 件

現存する**特定空家等**：1.9万 件

合計：168,198 件

※1) 特定空家等及び特定空家等ではないものの、何らかの対応が必要であると市区町村が把握している空家等。なお、改正空家法第13条に基づく管理不全空家等とは異なる。

※2) 平成30年度住宅・土地統計調査(平成30年10月1日時点)による統計値。

※3) 空家法第10条に基づく空家等の所有者等に関する情報の利用等により空き家所有者等を特定するために行う事務。

※4) 市区町村内の全ての空き家や通報があった全ての空き家について探索をしている市区町村があるため、結果として適切に管理が行われていた空き家を含む。

※5) 空家法第12条に基づく助言等、空き家条例に基づく助言・指導や勧告等、任意の行政指導、除却・改修等への補助。

※6) 除却以外に修繕、繁茂した助木の伐採、改修による利活用、適切な管理等を含む。

※7) 軽微な管理不全のため市区町村がその後のフォローを行っていないものや、所有者等が市区町村の取組によらず、自ら除却や修繕等※6を行ったもの等。